

循 環 第 3 5 1 号
令和5年(2023年)5月17日

一般社団法人 北海道医師会長 様
一般社団法人 北海道歯科医師会長 様
公益社団法人 北海道獣医師会長 様
一般社団法人 北海道臨床衛生検査技師会長 様
一般社団法人 北海道薬剤師会長 様
一般社団法人 北海道助産師会長 様

北海道環境生活部長

廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアルの改定について
日頃から廃棄物の適正処理に御尽力くださり厚くお礼申し上げます。
このことにつきまして、環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課から連絡がありましたので、お知らせします。
今回の改定は、新型コロナウイルス感染症が感染症法における指定感染症から第五類感染症に分類されたことを踏まえて行われたとのことです。

記

(参 考)

感染性廃棄物関連（環境省ホームページ）

https://www.env.go.jp/recycle/waste/sp_contr/post_36.html

環境保全局循環型社会推進課産業廃棄物係
(電話:011-204-5199)